



秋田県公報

目次

ページ

人事委員会規則

○人事委員会規則八―六（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則……………1

人事委員会規則

人事委員会規則八―六（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十一月十日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則八―六（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則

規則八―六（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

第五条の三中「第六条の二第三項」を「第六条の二第二項」に改める。

別表第三身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の項中「補装具製作施設」を「補装具製作施設 盲導犬訓練施設」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄